

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.25
2015年
6月8日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第20回裁判報告 次回8月20日(木)14:00~

全国からの要請はがきと運動で、原告4名の尋問を採用！

6月8日(月)11:40から第20回裁判が開かれ、原告11名が参加し、傍聴支援者は73名でした。

前回、突然石井氏から徳岡治裁判長に代わり、今回はなんと、また石井裁判長が元に戻り、徳岡氏は左陪席裁判官となって現れ着座しました。このあまりに異様な裁判長変更に対し、弁護団の田淵弁護士が問いただすと、石井裁判長はこれに正面から答えず、顔を紅潮させながら「これからはこの裁判体で行なう予定」と述べるばかりでした。

原告側が強く求めた「9人の原告本人尋問と4人の専門家への尋問」という証人申請に対し、石井裁判長は、「4人の原告本人尋問を認める。人選は原告側にゆだねる」と裁判指揮をしました。

弁護団・原告・支援者達は、「証人採用なし。裁判終結」という最悪の結果を避けるため、「石井、徳岡裁判長への証人採用要請はがき」を県内はもとより全国に2度にわたって訴え、寄せられた多数のはがきを合計7回、裁判所へ直接要請を行うとともに、裁判所前宣伝行動を6月8日の直前の4週間は毎週一回行なって圧力を掛け続けました。これが裁判長を動かしたといえます。

注目の原告本人尋問は、次回8月20日(木)、14時から約1時間半にわたって行われます。

ご支援よろしくお祈りします！

証人の採用は、裁判官の認識を変える成果であり、大きなチャンス

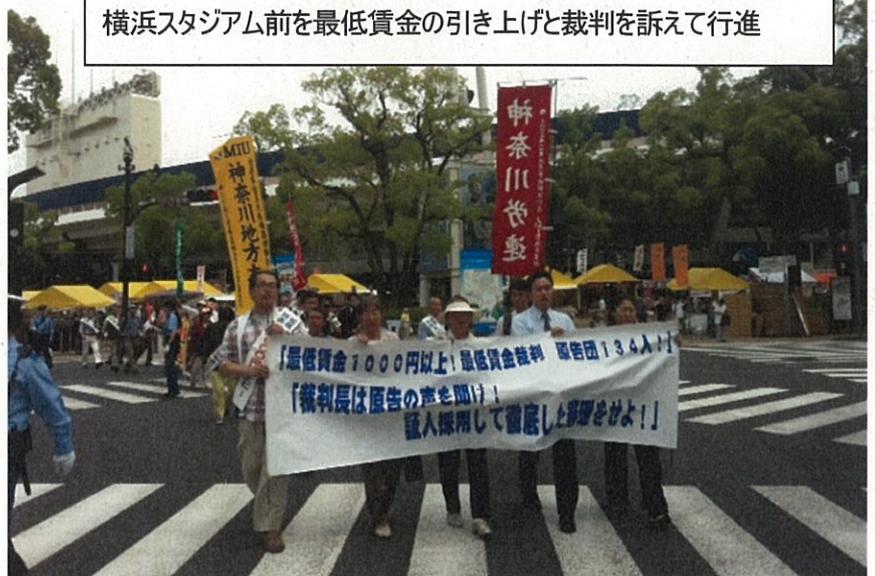
裁判後の報告集会で、弁護団は、「証人採用に後ろ向きだった石井裁判長を動かしたのは運動の大きな成果」と説明しました。

「一ヶ月前までは、判決は内容のない『門前払い』で我々原告を負かすつもりだったのかもしれない。であれば、証人調べなど面倒なことまですることなく、書面だけ見ればいい、ということだった。

しかし、この間のはがきや宣伝行動で相当のプレッシャーがかかり、証拠調べをしないわけにはいかないところに追い込まれた。

4人の専門家の申請は却下されたが、原告本人の生活と労働の実態を次回裁判で強く訴えることが出来れば、『門前払い』の判決内容ではなく、中身に踏み込んで我々の主張にかみ合った現行最低賃金水準の違法性に触れる内容になる可能性も出てきたのではないかと評価・解説がされました。

裁判後、原告・弁護団が先頭に立っての関内周辺のデモ行進
横浜スタジアム前を最低賃金の引き上げと裁判を訴えて行進



全国からのご支援が、裁判所を動かす大きな力に！ 多大なるはがきとカンパを頂き、本当に有難うございます！

神奈川県内はもちろん、全国の都道府県のローカルセンター、中央単産、サポーターの方々に石井裁判長と、徳岡裁判長宛「証人採用せよ！はがき」と、財政支援の要請をさせていただきました。多くの個人・団体・組織からご協力頂き、はがきは神奈川労連宛に累計 2658 通（これに加えて裁判所に直接郵送されたものが多数ある模様だが開示されず不明）、カンパは総額 115 万 9438 円に到達しています。本当に有難うございました。



横浜地裁へのはがき提出は、7回にわたって行ないました。
最後の4回は、「はがき提出とあわせて、12時～12時45分までの横浜地裁前の「石井裁判長は証人採用せよ！」宣伝行動を行いました。裁判所前を歩く観光客、昼休みの労働者、そして見学に訪れた小・中・高校生がビラを受け取り、私達の話に耳を傾けてくれました。

今後の裁判進行は？

次回 8/20 の裁判で、証拠調べは終わります。その次の裁判期日は秋には行われ、原告被告双方から「最終弁論」が行われて、結審となる予定です。

いよいよ裁判は終盤に入ります。注目の判決は来年早々になる見通しです。

